

条 例

埼玉県県産木材利用促進条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十七号

埼玉県県産木材利用促進条例

埼玉県の森林は、首都圏の水源地として豊かな水を供給するほか、地球温暖化の防止等の多面的機能を有し、私たちの生活に欠かすことのできない大切な役割を果たしている。

また、環境への負荷が少ない資源である木材を利用することは、森林の有する多面的機能の持続的な発揮につながるとともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与するものである。

令和七年五月に本県で第七十五回全国植樹祭が開催され、多くの恵みをもたらす森林を将来に受け継いでいくため、森林資源の活用や木材の利用拡大を図る「活樹」の重要性を全国に発信した。

ここに、私たちは、この「活樹」の理念の下、水の源に感謝し、県産木材の積極的な利用と森林資源の循環利用を進め、本県の豊かな森林を未来へつないでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、県産木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、県産木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県産木材 県内の森林から生産された木材をいう。
- 二 森林の有する多面的機能 県土の保全、災害の防止、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給その他の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- 三 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。

四 森林所有者 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する森林所有者をいう。

五 林業事業者 森林施業（伐採、造林、保育その他の森林における施業をいう。第十二条第二号において同じ。）を行う者をいう。

六 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。

七 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 県産木材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 森林の伐採、利用、造林及び保育を繰り返すことによる森林資源の循環利用により、豊かな森林が継承され、森林の有する多面的機能の持続的な発揮が図られること。

二 森林資源の有効な活用が地域の経済の活性化に資することに鑑み、県産木材の経済的価値を最大化させることにより、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展が図られること。

三 県民が、森林についての理解を深めるとともに、県産木材の利用に対する意識を高め、県産木材を積極的に利用することにより、県民の豊かな暮らしの実現が図られること。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、県産木材の利用の促進に関する施策の推進に当たっては、国、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者その他関係事業者との連携協力を図るものとする。

（市町村の役割）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、県産木材の積極的な利用に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（森林所有者の役割）

第六条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林の適切な整備及び保全に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（林業事業者の役割）

第七条 林業事業者は、基本理念にのっとり、森林の適切な整備及び保全、県産木

材の安定的な供給、人材の育成その他の林業の振興に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（木材産業事業者の役割）

第八条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の積極的な利用、県産木材を利用した製品の安定的な供給及び品質の向上、人材の育成その他の木材産業の振興に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（建築関係事業者の役割）

第九条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の積極的な利用、木造建築の技術の継承及び人材の育成に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第十条 県民は、基本理念にのっとり、県産木材の利用の意義について理解を深め、県産木材を利用した製品の積極的な利用に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県産木材の利用の促進に関する指針の策定及び公表）

第十一条 知事は、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材の利用の促進に関する指針（以下この条において「指針」という。）を策定するものとする。

2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 県産木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

二 県産木材の利用の目標

三 県産木材の供給体制の整備に関する基本的事項

四 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十一条第二項各号に規定する事項

五 前各号に掲げるもののほか、県産木材の利用の促進に関し必要な事項

3 知事は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならぬ。

（県産木材の安定的な供給の確保等）

第十二条 県は、県産木材の安定的な供給の確保及び生産性の向上を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

一 森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備に関すること。

二 県産木材の生産に係る基盤の整備及び森林施業の効率化に関すること。

三 県産木材の加工及び供給の体制の整備に関すること。

(県産木材の利用の促進)

第十三条 県は、県産木材の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

一 建築物その他の工作物及びこれらに係る工事における県産木材の利用に関すること。

二 県産木材の産地及び炭素貯蔵量の認証に関すること。

三 県産木材の用途及び販路の拡大に関すること。

(県の建築物等における県産木材の利用)

第十四条 県は、県産木材の利用の促進に資するため、その整備する建築物その他の工作物及びこれらに係る工事において、自ら率先して県産木材の利用に努めるものとする。

(人材の確保及び育成)

第十五条 県は、林業及び木材産業を担う人材を確保し、及び育成するため、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県産木材を利用した建築物の設計等を行う人材を確保し、及び育成するため、必要な施策を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第十六条 県は、市町村が実施する県産木材の利用の促進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(普及啓発)

第十七条 県は、県産木材の利用に対する県民の理解を深めるため、木の良さ及びその利用の意義を学ぶ機会の確保、広報、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第十八条 県は、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者その他関係事業者が相互に協力することができる体制の整備に努めるものとする。

(実施状況の公表)

第十九条 知事は、毎年度、県産木材の利用の促進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、県産木材の利用の促進のための施策に必要な財政上の措置を講ず

るよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。